

建設工事等の入札参加資格審査の 申請方法の共通化について

1 物品・役務等の共通の申請方法

2 共通化する申請方法

3 建設工事等の共通の申請方法（たたき台）の検討

4 測量・建設コンサルタント等の申請方法(たたき台)の検討

物品・役務等の共通の申請方法①

- 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書(令和7年3月)においては、地方公共団体の実態を踏まえ、**物品・役務等の入札参加資格審査の共通の申請方法**(有効期間、申請の受付方式、受付期間等)を以下のように設定した。

【地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書 概要版 抜粋】

① 資格の有効期間		・ 3年
② 申請の受付方式		・ 定期申請 ／地方公共団体の判断により、任意に 随時申請又は追加申請を併用 できる
③ 定期申請	申請の受付期間	・ 定期申請により資格が付与される日直前の 10月1日から11月30日まで
	資格が付与される日	・ 4月1日
	資格が付与される期間	・ 4月1日から3年後の3月31日まで
④ 随時申請 (任意)	申請の受付期間	・ 4月16日 (閉庁日である場合は翌営業日)から 次期定期申請の受付期間の開始日直前の8月15日まで (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる)
	資格が付与される日	・ 毎月15日締め、遅くとも翌々月1日から (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
	資格が付与される期間	・ 資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
⑤ 追加申請 (任意)	申請の受付期間	・ 毎年10月1日から10月31日まで (定期申請の受付を行う年を除く) (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる)
	資格が付与される日	・ 定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後の 4月1日 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
	資格が付与される期間	・ 資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
⑥ 申請に使用する言語		・ 申請項目・財務諸表は日本語／その他の外国語記載の必要書類は日本語訳を付記又は添付
⑦ 金額欄の記載方法		・ 財務省告示の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載

物品・役務等の共通の申請方法②

- また、検討会報告書においては、多数の市区町村において、物品・役務等と建設工事等の申請を同一部署で同一時期に受け付けていることを踏まえ、共通の申請方法を導入するに当たっては、物品・役務等と建設工事等の申請方法の関係を十分に整理する必要があるとされた。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書(一部抜粋)

(5)共通の申請方法と留意事項

(略)なお、前述のとおり、地方公共団体の資格の有効期間をはじめとする申請方法は、各地方公共団体において、審査体制や入札参加資格審査申請システムの整備状況等の事務の実情等を踏まえて、申請の受付・審査に係る事務を適切に処理できるものとするよう設定されている。

こうした中で、現在の申請の受付・審査体制を前提として、各地方公共団体の申請方法を変更し、全国的に共通化を図ることは困難である。このため、後述する広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの導入等を通じて、申請の受付・審査に係る事務処理が効率化される必要があり、共通の申請方法については、当該システムの導入に合わせて導入されることが想定される。

また、現在、多数の市区町村において、物品・役務等と建設工事等の申請を同一部署で同一時期に受け付けていることを踏まえ、共通の申請方法を導入するに当たっては、当該共通システムの導入後における物品・役務等と建設工事等の一括申請・審査の要否を含めて、物品・役務等と建設工事等の申請方法の関係を十分に整理する必要がある。

これらを踏まえ、共通の申請方法については、当該共通システムの整備等に係る検討状況や、建設工事等に係る共通化及びデジタル化の方向性等に係る検討状況を踏まえて、実現可能なものとなるよう、必要に応じて更新や見直しを行いながら、その導入に向けた具体の検討を進めていく必要がある。



- 上記を踏まえ、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の共通の申請方法について検討を行う。

- 1 物品・役務等の共通の申請方法
- 2 共通化する申請方法**
- 3 建設工事等の共通の申請方法（たたき台）の検討
- 4 測量・建設コンサルタント等の申請方法(たたき台)の検討

共通化する申請方法について

- 物品・役務等の申請方法の検討においては、国の「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年3月29日)や本検討会の構成員の入札参加資格審査の申請方法等に係る公告を参考に、以下の事項について、共通化の対象とした。

物品・役務等において共通化した事項

- ① 資格の有効期間
- ② 申請の受付方式（定期申請・追加申請・随時申請）
- ③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間
- ④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間
- ⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付期間
- ⑥ 申請に使用する言語
- ⑦ 金額欄の記載方法

検討

- 建設工事及び建設コンサルタント等についても、物品・役務等において共通化した事項をベースとして検討することが考えられるか。
- そのほか、建設工事及び建設コンサルタント等で、独自に共通化を検討すべき事項はあるか。

- **建設工事等の入札参加資格審査申請手続の実態を把握**するため、令和7年5月、全国の都道府県及び市区町村を対象に以下の調査を実施。

1. 建設工事等の入札参加資格審査の申請方法の状況

- ① 入札参加資格の有効期間
- ② 入札参加資格審査申請の受付方式、受付期間
- ③ 申請の受付方法（対面／郵送／メール／システム等）
- ④ 資格者名簿の公開方法 等

2. 建設工事等の入札参加資格申請の共同受付の状況

- ① 共同受付の開始時期
- ② 共同受付を行っている団体数・団体の枠組み
- ③ 共同受付の体制（構成・システム整備・人的体制・経費負担）
- ④ 共同での受付方法
- ⑤ 共同での審査方法 等

- 1 物品・役務等の共通の申請方法
- 2 共通化する申請方法
- 3 建設工事等の共通の申請方法（たたき台）の検討**
- 4 測量・建設コンサルタント等の申請方法(たたき台)の検討

① 資格の有効期間(物品・役務等の検討結果)

物品・役務等の検討結果

- 物品・役務等の資格の有効期間については、**都道府県**では**3年**としている団体が最も多い一方、**市区町村**では**2年**としている団体が最も多くなっている。
- これは、**都道府県と市区町村で物品・役務等と建設工事等(測量・建設コンサルタント等を含む。)**の申請受付・審査体制が異なることに起因するものと考えられる。

物品・役務等と建設工事等を同一時期に同一部署で受け付けている団体の割合

都道府県 5団体(10.6%) **少**

市区町村 1,431団体(86.9%)* **多**

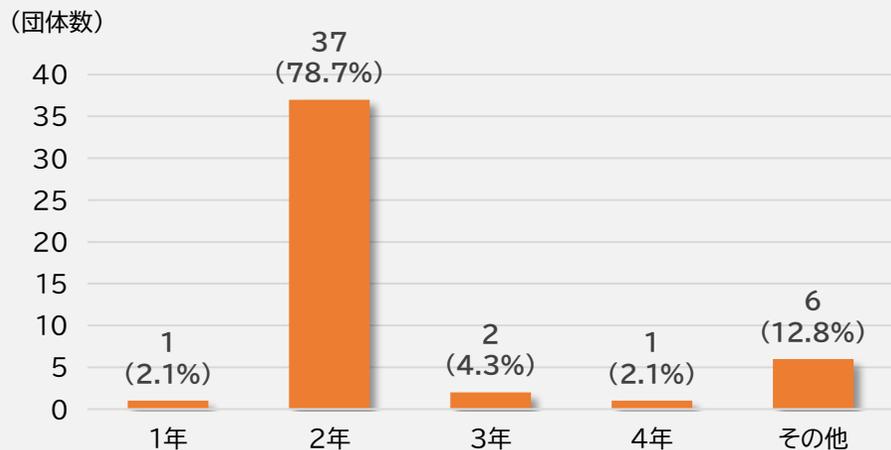
※ 物品・役務等の入札参加資格を行っている団体(1,647団体)に占める割合

- このため、資格の有効期間の共通化については、都道府県と市区町村との間で意見が異なっていたが、以下を踏まえ、共通の有効期間を**3年**とした。
 - 資格の有効期間は、入札参加資格審査の目的である契約の適正な履行の確保を達成するに当たって、十分な期間を設定することが適当であり、**物品・役務等と建設工事等を一括して申請・審査できるようにすることを目的に有効期間を2年とすることは必ずしも適当ではない**と考えられること
 - 事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、**資格の有効期間を2年から3年に変更**してきた地方公共団体があること
 - 国においては、物品・役務等に資格の有効期間を3年としていること
- なお、物品・役務等と建設工事等の一括申請・審査を行うことができるようにする方法として、建設工事等の資格の有効期間も3年とすることも考えられたが、意見照会では、**建設工事等の事業者の経営状況の適切な把握に支障が生じることや、事業者が格付けを上げる機会が減少すること等**を課題とする意見(都道府県28団体(59.6%)、市区町村483団体(29.3%))*があった。

① 資格の有効期間(検討)

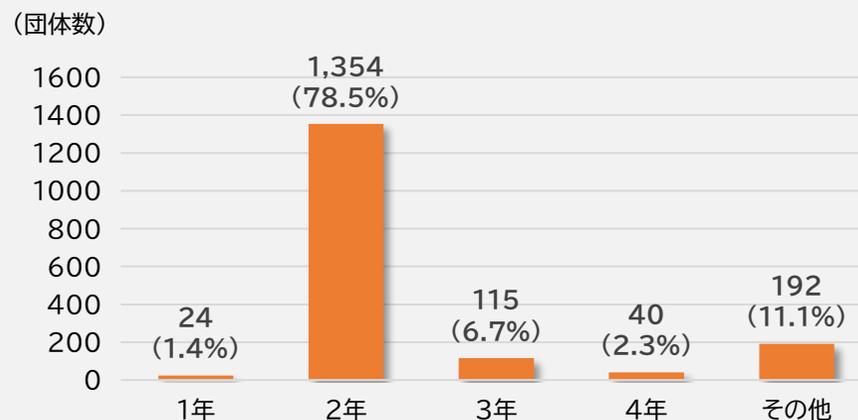
(資格の有効期間の設定状況)

都道府県



その他の例: 申請時における経営事項審査の有効期間まで

市区町村



その他の例: 登録申請した月の直前の決算月の翌月から起算して1年8か月後の月の末日(東京都区市町村の共同受付団体)

※ 建設工事の入札参加資格審査申請を行っている団体(都道府県47団体、市区町村1,725団体)に占める割合。
その他には事業者の所在地に応じて異なる有効期間を定めている団体(都道府県4団体、市区町村87団体)を含む。

「建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査」(令和7年5月総務省調査)

共通化の検討

- 建設工事の資格の有効期間については、都道府県、市区町村ともに「2年」としている団体が最も多くなっている(都道府県37団体(78.7%)、市区町村1,354団体(78.5%))。これは、**経営事項審査の有効期間が「審査基準日から1年7か月」とされていることを踏まえ、事業者の経営状況を適切に把握するために設定されているものと考えられる。**
- また、物品・役務等の検討において、物品・役務等の有効期間に合わせて、建設工事等の資格の有効期間を3年とすることについては、
 - ・ 建設工事等の事業者の経営状況の適切な把握に支障が生じること
 - ・ 事業者が格付けを上げる機会が減少すること等を課題とする意見があることから、**建設工事の共通の資格の有効期間を3年とすることは適当ではないと考えられる。**
- 以上を踏まえ、**建設工事の共通の資格の有効期間については、2年とすることが考えられるか。**

② 申請の受付方式(物品・役務等の検討結果)

物品・役務等の検討結果

- 入札参加資格申請の受付方式として主に以下の3つがあり、地方公共団体においては、定期申請又は随時申請のいずれか、又は複数の受付方式を併用して申請を受け付けている。

① 定期申請

資格の有効期間の開始日前に受付期間を設けて申請を受け付け、資格の有効期間の開始日に一括して資格を付与する方式

② 随時申請

受付期間を設けて又は設けずに継続的に随時の申請を受け付け、順次に又は事前に定めた一定の審査期間後に資格を付与する方式

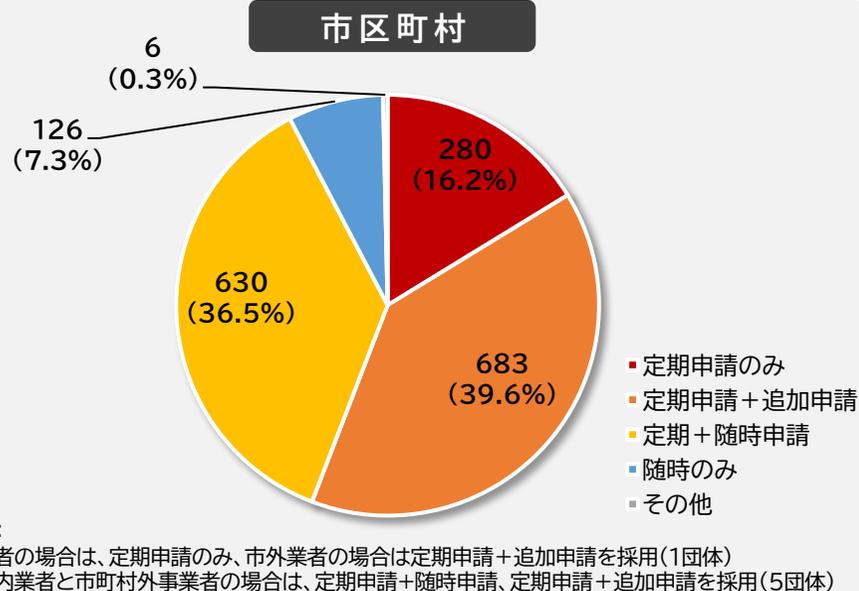
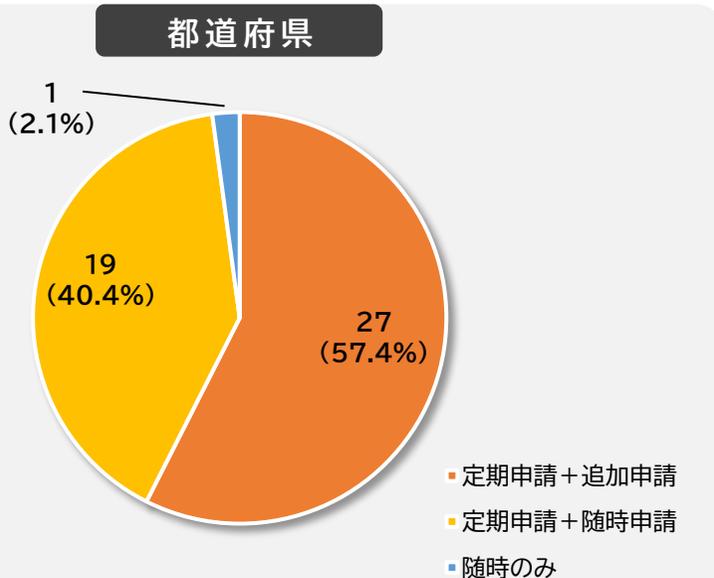
③ 追加申請

定期申請の受付期間終了日後に1又は複数の受付期間を設けて追加的に申請を受け付け、特定の日に一括して資格を付与する方式

- 物品・役務等の検討においては、多数の地方公共団体が定期申請を採用している状況を踏まえ、**共通の受付方式として、定期申請を採用することとした。**
- 事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、全地方公共団体共通で随時申請又は追加申請を採用することも考えられるが、これらの申請方式を採用していない地方公共団体から、定期申請以外に継続的又は追加的に申請を受け付け、審査できる体制を構築できないとの意見があった。
- 以上を踏まえ、共通の申請方式としては、地方公共団体の判断により、**定期申請に加えて任意に随時申請又は追加申請を併用できることとした。**

② 申請の受付方式(検討)

(申請の受付方式の設定状況)



※ 建設工事の入札参加資格審査申請を行っている団体(都道府県47団体、市区町村1,725団体)に占める割合。

「建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査」(令和7年5月総務省調査)

共通化の検討

- 都道府県・市区町村ともに**定期申請を採用している団体が多数となっている**(都道府県46団体(97.8%)、市区町村1,599団体(92.6%)[※])ことから、共通の申請の受付方式としては、物品・役務等と同様に**定期申請を採用することとするか。**
- また、定期申請に加えて随時申請又は追加申請を併用している団体が多数となっている(都道府県46団体(97.8%)、市区町村1,319団体(76.5%)[※])**が、物品・役務等の検討において、これらの申請方式を採用していない地方公共団体からの審査体制等に係る懸念があったことを踏まえると、建設工事等においても同様に、随時申請及び追加申請については、地方公共団体の判断により、任意に定期申請と併用できることとするのが適当か。**

※ その他に計上されている団体も含む。

③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間(物品・役務等の検討結果)

物品・役務等の検討結果

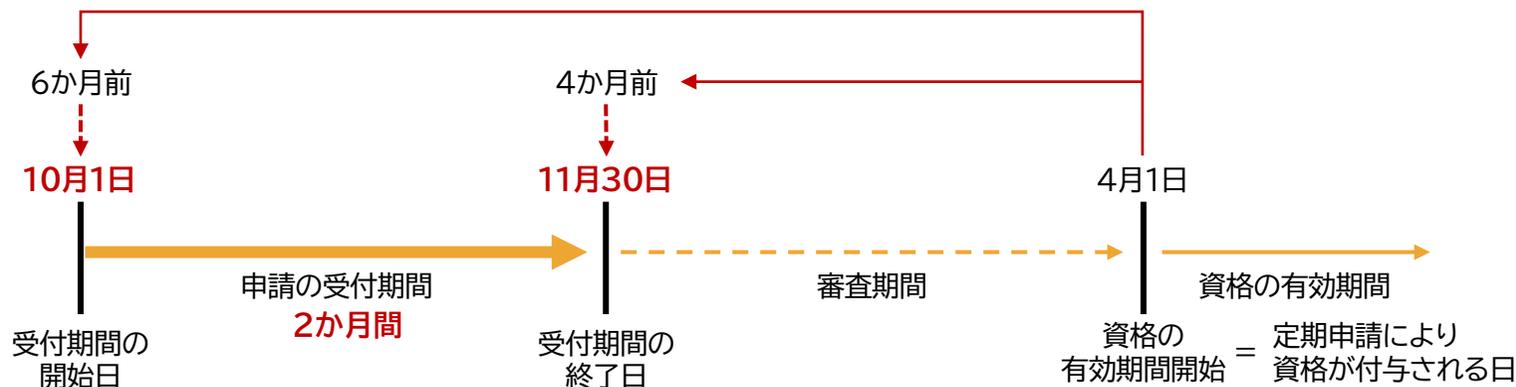
(定期申請により資格が付与される期間)

- 定期申請により、資格が付与される月(=資格の有効期間の開始月)について、都道府県、市区町村ともに4月としている団体が最も多くなっていたことから、**資格の有効期間開始日は4月1日**とし、資格の有効期間を3年としたことを踏まえ、定期申請により資格が付与される期間は、**4月1日から3年後の3月31日まで**とした。

(定期申請の受付期間)

- 定期申請の受付期間については、申請件数の多い地方公共団体においても十分な審査期間を確保できるものとなるよう、**現に都道府県単位で共通化の取組を進めており、申請件数が多いと考えられる共同受付団体(8団体)の設定状況を踏まえて設定することとした。**
- 共同受付団体においては、「受付期間の開始日」から「資格の有効期間の開始」までの期間を6か月としている団体が最も多いこと、また、受付期間は2か月としている団体が最も多く、かつ、最長であったことを踏まえ、定期申請の共通の受付期間については、**資格の有効期間の開始日の6か月前から4か月前まで(受付期間は2か月)**とした。

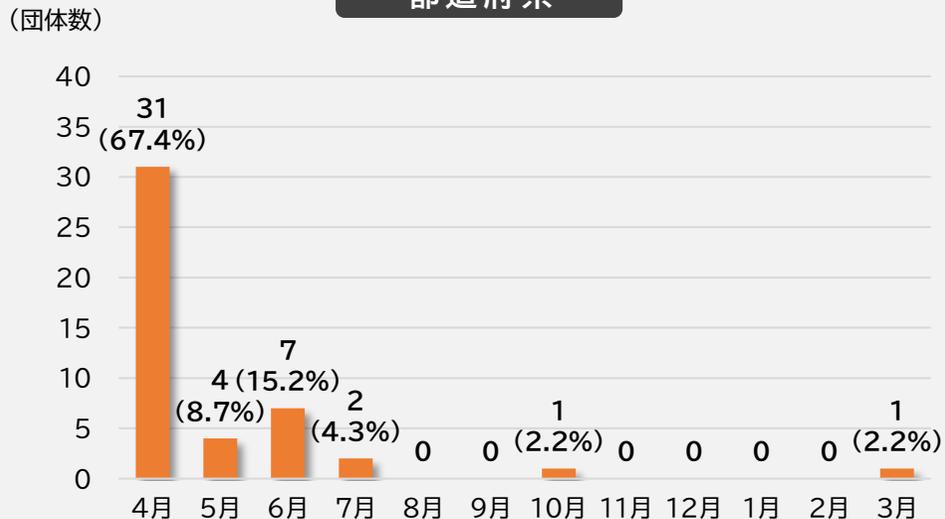
(定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間)



③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間(検討)

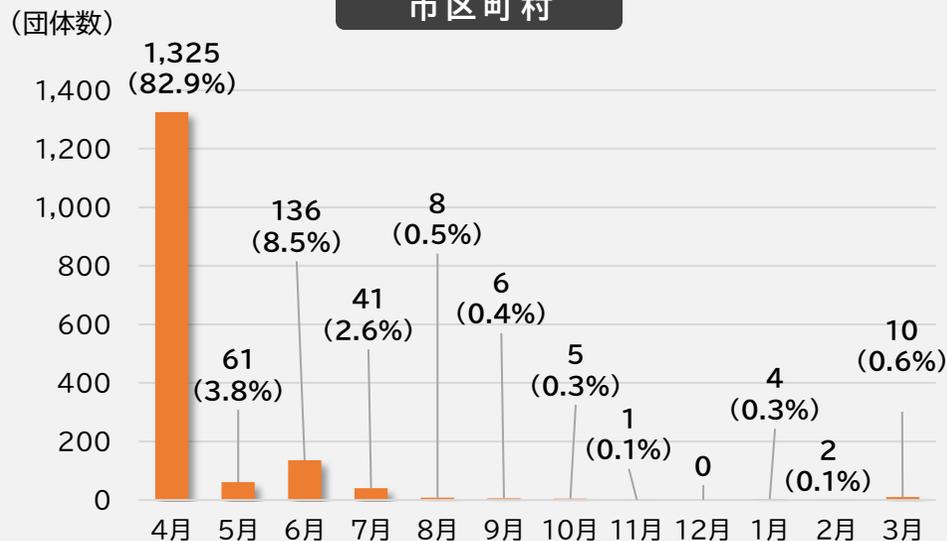
(定期申請により資格が付与される月の設定状況)

都道府県



※ 定期申請を行っている団体(都道府県46団体、市区町村1,599団体)に占める割合

市区町村



「建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査」(令和7年5月総務省調査)

共通化の検討

(定期申請により資格が付与される期間)

- 定期申請により資格が付与される月(=資格の有効期間の開始月)については、物品・役務等の検討と同様、都道府県、市区町村ともに4月としている団体が最も多くなっている(都道府県31団体(67.4%)、市区町村1,325団体(82.9%))ことから、資格の有効期間の開始日は4月1日とするか。
- また、資格の有効期間を2年とすることを踏まえると、定期申請により資格が付与される期間については、4月1日から2年後の3月31日までとするか。

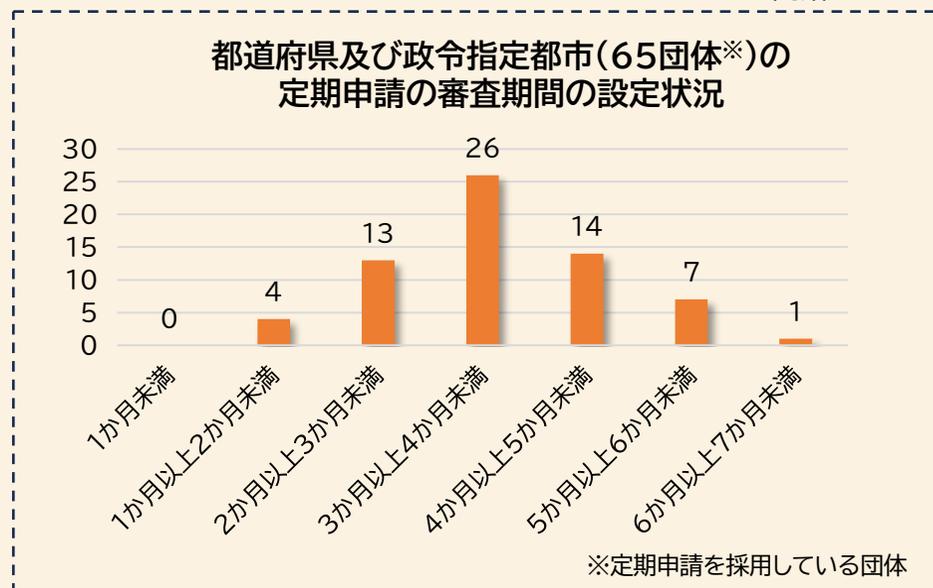
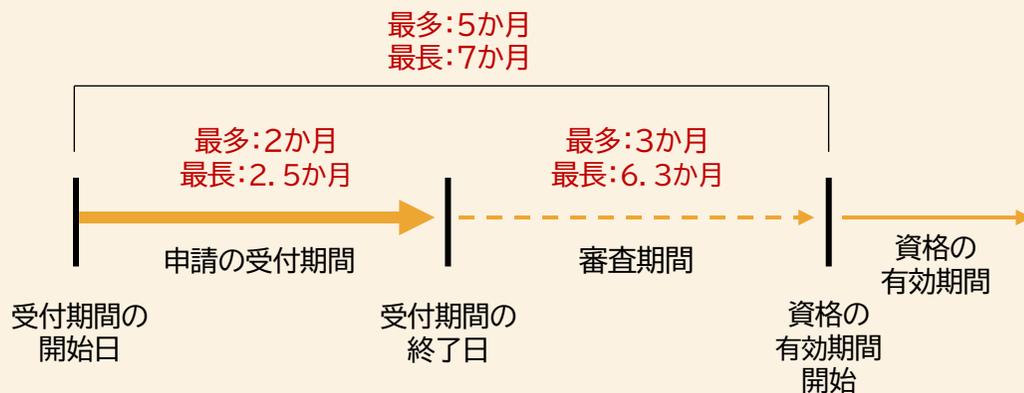
③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間(検討)

共通化の検討

- 定期申請の受付期間については、物品・役務等で共通化した期間や、申請件数が多いと考えられる共同受付団体※、都道府県・指定都市における設定状況を踏まえて設定するか。
※都道府県及び複数の市町村で共同受付を行っている17団体

(共同受付団体の定期申請の受付期間の設定状況)

共同受付団体	受付期間の開始日から資格の有効期間の開始日までの期間	受付期間の終了日から資格の有効期間の開始日までの期間(=審査期間)	受付期間
北海道	3か月	1.3か月	1.7か月
茨城県	4.7か月	3.7か月	1か月
栃木県	6か月	5か月	1か月
群馬県	4か月	3.3か月	0.7か月
埼玉県	7か月	4.5か月	2.5か月
千葉県	6.5か月	4.5か月	2か月
神奈川県	6か月	4か月	2か月
長野県	5か月	3か月	2か月
岐阜県	5か月	3か月	2か月
愛知県	3か月	1.5か月	1.5か月
三重県	5か月	4か月	1か月
滋賀県※	12か月	3か月	9か月
鳥取県	4か月	2か月	2か月
島根県	5か月	2.5か月	2.5か月
広島県	7か月	6.3か月	0.7か月
徳島県	3.8か月	3.3か月	0.5か月
高知県	4か月	3か月	1か月



※ 滋賀県は、事務平準化のため、事業者の決算月ごとに申請月を定めているため、今回の検討からは除く。(例:決算月がR5.7~10月の場合の申請月はR6.4~6月)

③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間(検討)

共通化の検討(続き)

(定期申請の受付期間)

- 定期申請の受付期間については、事業者の申請機会の観点を踏まえて、一定程度確保する必要があるほか、審査期間については、地方公共団体の事務負担を踏まえて十分に確保する必要がある。
- 申請の受付期間については、共同受付団体の中で最も多くの団体が「2か月間」と設定している。
- 審査期間については、共同受付団体の審査期間を比較したところ、最短1.3か月、最長6.3か月と設定期間にばらつきがあった。このため、都道府県及び指定都市を含めて分析したところ、「4か月程度」と設定している団体が26団体と最も多くなっている。また、物品・役務等の共通の審査期間を4か月と設定していることを踏まえると、物品・役務等と建設工事等の審査期間の設定に大きな差はないと考えられるか。
- このため、共通の定期申請の受付期間については、最も多くの団体が設定している期間を考慮して「2か月間」とし、受付開始日は「資格の有効期間開始日の6か月前から」(審査期間は4か月間)とするか。
- この結果、物品・役務等と同一の受付期間・審査期間となることから、事業者にとっても申請方法や申請期間が分かりやすくなるのではないか。

(定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間イメージ)



④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間(物品・役務等の検討結果)

物品・役務等の検討結果

(随時申請により資格が付与される期間)

- 随時申請により資格が付与される期間については、共同受付団体における設定状況を踏まえ、以下により、「毎月15日締め、遅くとも翌々月1日(地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる。)」とし、資格が付与される期間は、「資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで」とした。
 - 一般に、「資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間に終了日まで」とされていること。
 - 審査期間をできる限り長くし、全国的に採用可能なものとする観点からは、共同受付団体が設定している審査期間のうち、最長である「毎月15日締め、翌々月1日に資格付与(毎月15日から翌々月1日までが審査期間)」を採用することが考えられること。
 - 事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、審査期間をできる限り短くし、速やかに資格付与することが望ましいことから、随時申請の審査期間を短縮することのできる地方公共団体においては、資格を付与する日を早めることのできるようにすることが適当であると考えられること。

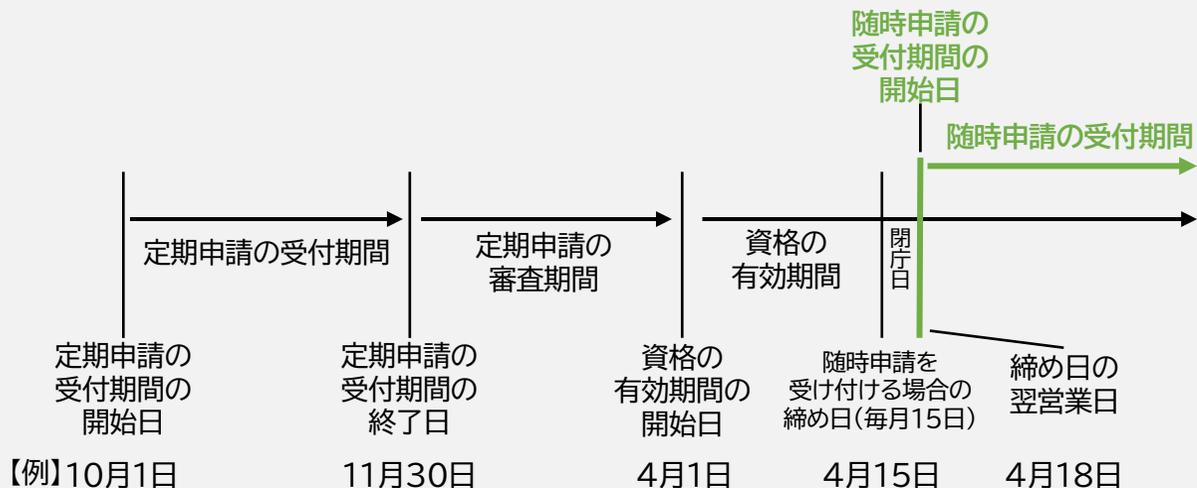
(随時申請の受付期間)

- 随時申請の受付期間については、共同受付団体における設定状況を踏まえ、以下により、「4月16日(閉庁日である場合は翌営業日)から次期定期申請の受付期間の開始日直前の8月15日まで(地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる)」とした。
 - 当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとなるよう設定する必要があること。
 - 随時申請の受付期間の開始日について、共同受付団体の設定方法のうち最短の期間は、「定期申請に係る資格の有効期間の開始日後の、随時申請を受け付ける場合の締め日後の営業日(又は翌週月曜日)」であること。
 - 随時申請の受付期間の終了日について、共同受付団体の設定方法のうち最短の期間は、「次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日までに資格が付与される随時申請の受付の締め日」であること。

④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間(物品・役務等の検討結果)

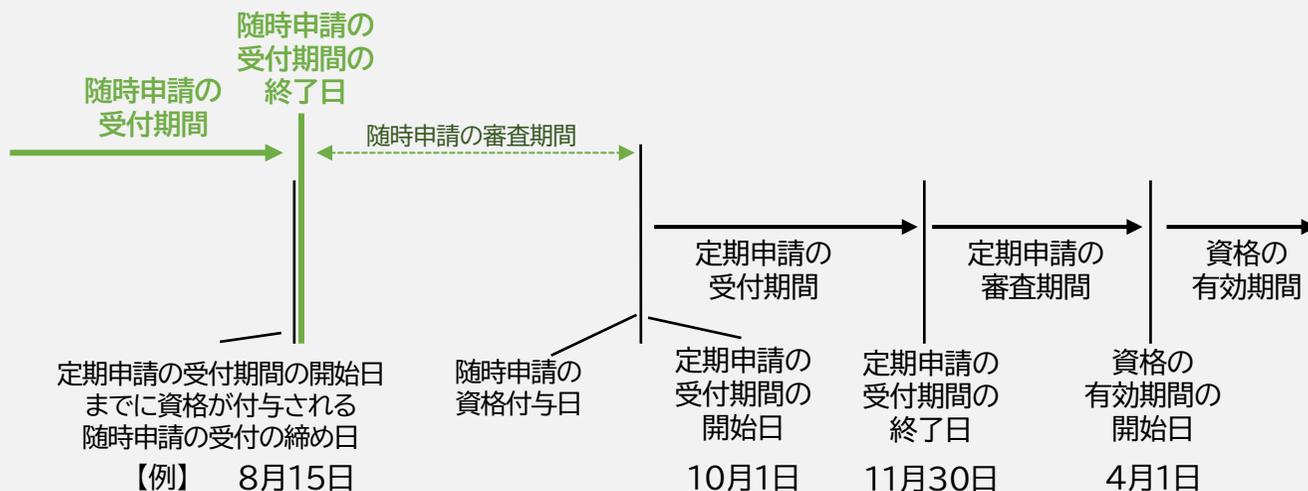
随時申請の受付期間の開始日

=「定期申請に係る資格の有効期間の開始日後の、随時申請を受け付ける場合の締め日後の営業日(又は翌週月曜日)」



随時申請の受付期間の終了日

=「次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日までに資格が付与される随時申請の受付の締め日」



④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間(検討)

(共同受付団体の随時申請の審査期間等の設定状況)

共同受付団体	資格の有効期間	随時申請の受付期間	随時申請により資格が付与される時(審査期間)	随時申請の受付期間の開始日の設定状況	次期定期申請の受付開始日(想定)	随時申請の受付期間の終了日と次期定期申請の受付開始日との関係
北海道	R7.3.10-R9.3.31	R7.2.25-R8.12.28	毎月10日締め翌月1日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日前	R8.12.10	次期資格に係る定期申請の受付開始後
栃木県	R7.4.1-R9.3.31	R7.4.1-R8.9.15	下記※1のとおり	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	R8.10.21	次期資格に係る定期申請の受付開始日前
群馬県	R6.4.1-R8.3.31	R6.4.1-R7.9.15	毎月15日締め翌月1日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	R8.1.5	次期資格に係る定期申請の受付開始日前
千葉県	R6.4.1-R8.3.31	R6.4.16-R7.11.17	毎月15日締め翌々月1日	資格の有効期間の開始日後の随時申請の締め日後の最初の営業日	R7.9.15	次期資格に係る定期申請の受付開始後
神奈川県	R7.4.1-R9.3.31	R7.4.1-R9.2.1	毎月1日締め翌月1日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	R8.10.1	次期資格に係る定期申請の受付開始後
愛知県	R6.4.1-R8.3.31	R6.4.1-R8.1.30	申請日の属する月の翌々月の最初の開庁日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	R8.1.4	次期資格に係る定期申請の受付開始後
三重県	R4.6.1-R8.5.31	R4.4.1-R8.1.5	下記※2のとおり	定期申請に係る資格の有効期間の開始日前	R8.1.5	次期資格に係る定期申請の受付開始日と同日
広島県	R7.6.1-R9.5.31	R7.4.1-R8.9.15	毎月15日締め翌々月1日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日前	R8.11.1	次期資格に係る定期申請の受付開始日までに資格が付与される随時申請の受付の締め日

※1 R7.6.1(R7.4.1~R7.4.15受付分)、R7.8.1(R7.4.16~R7.6.15受付分)、R7.11.1(R7.6.16~R7.9.15受付分)、R8.2.1(R7.9.16~R7.12.15受付分)、R8.5.1(R7.12.16~R8.3.15受付分)、R8.8.1(R8.3.16~R8.6.15受付分)、R8.11.1(R8.6.16~R8.9.15受付分)に資格付与

※2 8月1日(4月~6月審査完了分)、11月1日(7月~9月審査完了分)、2月1日(10月~12月審査完了分)、5月1日(1月~3月審査完了分)に資格付与

(都道府県及び指定都市(25団体※)の随時申請の審査期間の設定状況)

最短の場合					最長の場合			
10日程度	15日程度	20日程度	1か月程度	1.5か月程度	1.5か月度	2か月程度	2.5か月度	3か月以上
3 (12.0%)	3 (12.0%)	3 (12.0%)	12 (48.0%)	4 (16.0%)	10 (40.0%)	9 (36.0%)	3 (12.0%)	3 (12.0%)

※ 「定期申請+随時申請」を採用している団体

「建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査」(令和7年5月総務省調査)

④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間(検討)

共通化の検討

- 随時申請の資格が付与される期間及び受付期間については、**物品・役務等で共通化した期間**や、申請件数が多いと考えられる**共同受付団体、都道府県・指定都市における設定状況**を踏まえて検討することが考えられるか。

(随時申請により資格が付与される期間)

- 資格が付与される期間については、以下のように考えられるか。
 - ・ 物品・役務等と同様、審査期間をできる限り長くし、全国的に採用可能なものとする観点からは、共同受付団体が設定している審査期間のうち、**最長の場合を採用することが考えられるか。**
 - ・ その上で、共同受付団体が設定している審査期間※のうち、最長のものは、「**毎月15日締め、翌々月1日(審査期間は最低1.5か月、最長2.5か月)**」に資格を付与する場合(千葉県、広島県)となっている。
※栃木県・三重県は、特定の日(四半期に1回程度)に一括して資格を付与しており、毎月資格付与を行う他の団体と比べて資格付与日が少なく、審査期間が著しく長くなっていることから、検討の対象からは除くこととする。
 - ・ また、共同受付団体に加えて、「定期申請+随時申請」を採用している都道府県及び指定都市(25団体)の審査期間の設定状況を確認すると、**審査期間を最短1か月程度としている団体が12団体、最長1.5か月~2か月程度としている団体が19団体**と最も多くなっている。
 - ・ 共同受付団体のうち最長である「毎月15日締め、翌々月1日」に資格を付与することとした場合、物品・役務等と同じ設定となり、事業者にとって分かりやすくなることや、都道府県及び指定都市(25団体)の設定状況とも大きく乖離していないことから、資格が付与される期間については、**審査期間が最短の場合でも1.5か月、最長の場合でも2.5か月となるよう設定することが考えられるか。**
 - ・ また、物品・役務等と同様に、**随時申請の審査期間を短縮することのできる地方公共団体においては、その判断により、資格を付与する日を早めることのできるようにすることが適当であると考えられるか。**
- 以上を踏まえ、随時申請により資格が付与される日については、「**毎月15日締め、遅くとも翌々月1日(地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる。)**」とし、資格が付与される期間は、物品・役務等と同様に、「**資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで**」とするか。

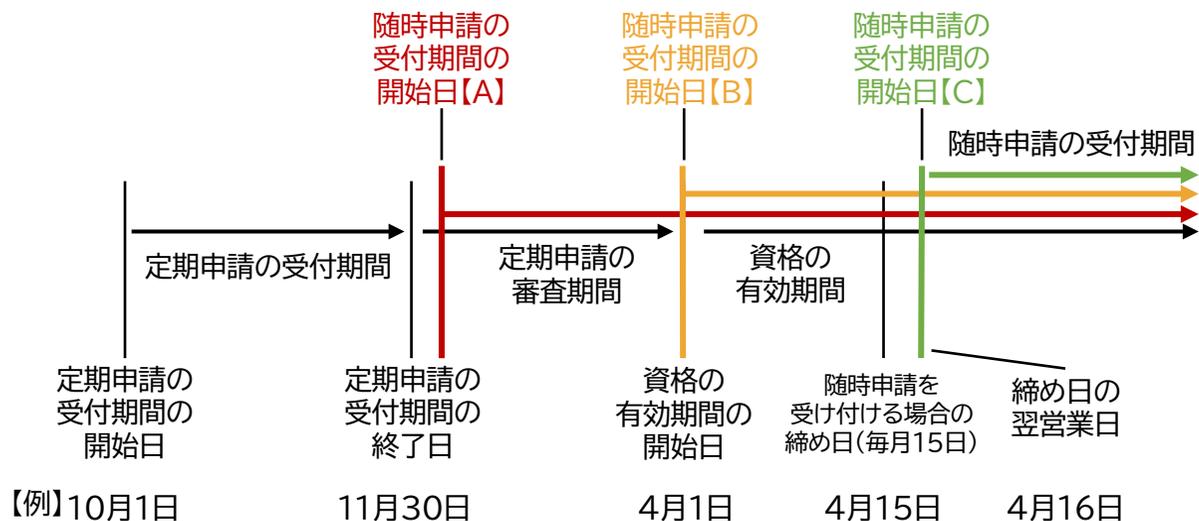
④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間(検討)

共通化の検討

(随時申請の受付期間)

- 随時申請の受付期間の開始日について、共同受付団体の設定方法は、以下の3つに分類される。
 - A 定期申請に係る資格の有効期間の開始日前の日
 - B 定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日
 - C 資格の有効期間の開始日後の随時申請の締め日後の最初の営業日
- 物品・役務等の検討と同様に、受付期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点からは、最短の期間となる「C 定期申請に係る資格の有効期間の開始日後の、随時申請を受け付ける場合の締め日後の営業日」とすることが考えられるか。

(随時申請の受付期間の開始日の設定状況イメージ)



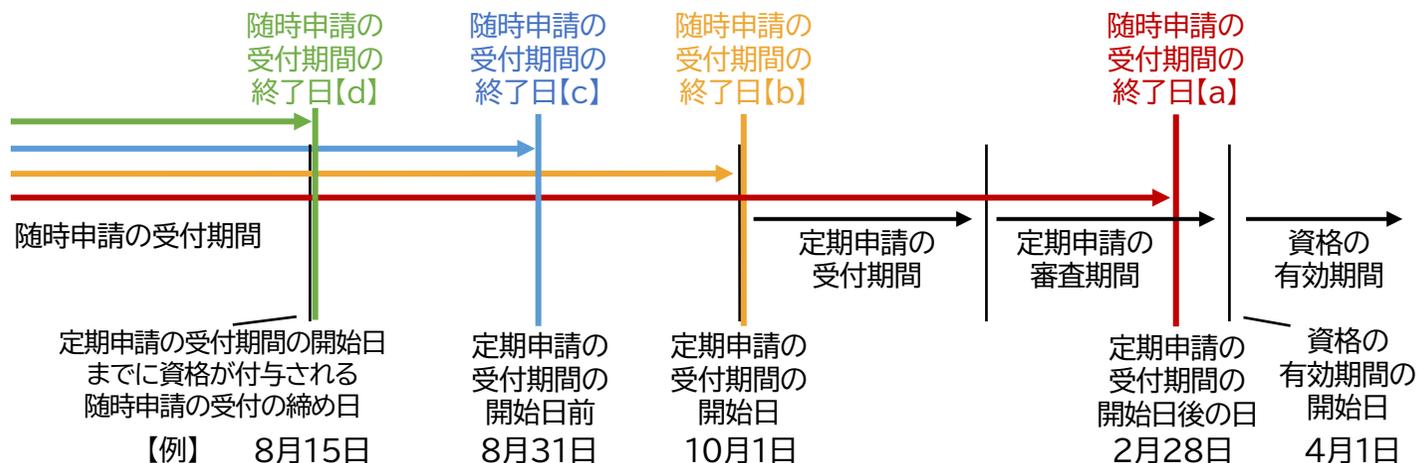
④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間(検討)

共通化の検討

(随時申請の受付期間(続き))

- また、随時申請の受付期間の終了日について、共同受付団体の設定方法は、以下の4つに分類される。
 - a 次期資格に係る定期申請の受付開始後の日
 - b 次期資格に係る定期申請の受付開始日と同日
 - c 次期資格に係る定期申請の受付開始日前の日
 - d 次期資格に係る定期申請の受付開始日までに資格が付与される随時申請の受付の締め日
- 終了日についても、物品・役務等の検討と同様に、最短の期間となる「d 次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日までに資格が付与される随時申請の受付の締め日」とすることが考えられるか。
- また、事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、物品・役務等と同様、地方公共団体の判断により、任意に随時申請の受付期間を拡大することができるようにすることが適当と考えられるか。
- 以上を踏まえ、共通の随時申請の受付期間については、「4月16日(閉庁日である場合は翌営業日)から8月15日(閉庁日である場合は前営業日) (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる。)」とするか。

(随時申請の受付期間の終了日の設定状況イメージ)



⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付期間(物品・役務等の検討結果)

物品・役務等の検討結果

(追加申請により資格が付与される期間)

- 追加申請については、以下により、資格が付与される日を「定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後の4月1日(地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)」とし、資格が付与される期間を、「資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで」とした。
 - 追加申請により資格が付与される期間は一般に、「資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間に終了日まで」とされていること。
 - 資格が付与される日の設定方法については、「資格の有効期間の中間に当たる日※や定期申請に係る資格の有効期間の開始日から1年又は2年後の日」としている市区町村が最も多くなっていることから、定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後とすることが考えられること。
 - 追加申請についても、随時申請の場合と同様に地方公共団体の判断により、資格を付与する日を早めることのできるようにすることが適当であると考えられること。

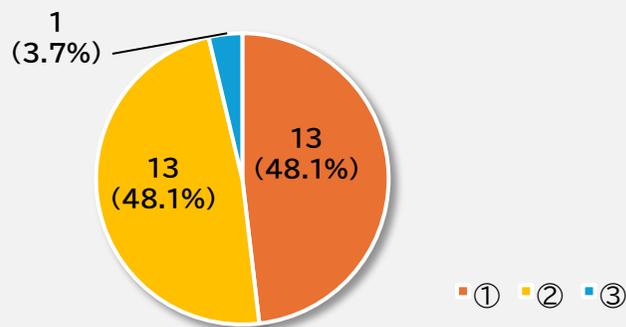
(追加申請の受付回数・受付期間)

- 追加申請の受付回数及び受付期間については、以下により、受付回数は1年に1回、受付期間は1か月とした。具体的には、定期申請の受付期間を10月1日からとしていることを考慮し、「毎年10月1日から10月31日まで(定期申請の受付を行う年を除く。)(地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる。)」とした。
 - 受付回数については、「1年に1回申請の受付を行う場合」と「1年に複数回申請の受付を行う場合」があるが、1年に1回申請の受付を行う市区町村が多いことや回数を少なく設定している市区町村においても採用可能なものとなるよう設定する必要があること。
 - 受付期間については、1か月としている団体が最も多くなっていること、受付期間を短く設定している団体においても採用可能なものとする観点からは、当該期間を最も短く設定している市区町村(0.1か月)に合わせることも考えられるが、その場合、受付期間が著しく短くなり、複数の団体に対して申請する事業者にとって、申請に係る事務負担が大きくなること

⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付期間(検討)

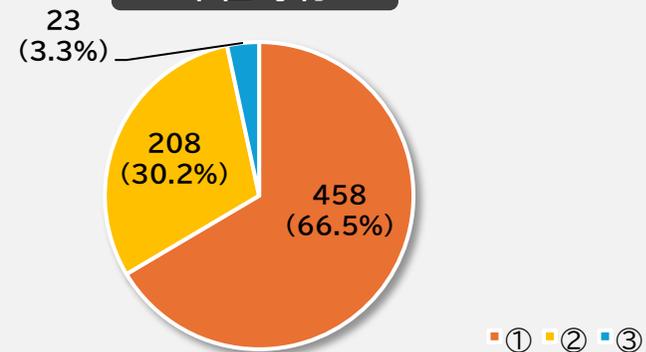
(追加申請の資格付与日の設定状況)

都道府県



※ 追加申請を行っている団体(都道府県27団体)に占める割合

市区町村



※ 追加申請を行っている団体(市区町村689団体)に占める割合

【凡例】

- ① 資格の有効期間の中間に当たる日や定期申請による資格の有効期間の開始日から1年又は2年経過時から資格を付与するものとして設定している
- ② 追加申請の受付期間終了日から審査に要する期間を考慮して決定している
- ③ その他

「建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査」(令和7年5月総務省調査)

共通化の検討

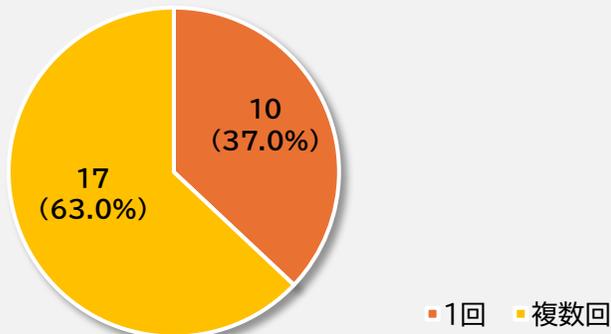
(追加申請により資格が付与される期間)

- 追加申請により資格が付与される日については、物品・役務等の検討と同様、市区町村において、「資格の有効期間の中間に当たる日や定期申請に係る資格の有効期間の開始日から1年又は2年後の日」としている団体が最も多くなっている(市区町村458団体(66.5%))。
- 随時申請と同様に、事業者の入札参加機会を幅広く確保する観点からは、審査期間を短縮することのできる地方公共団体においては、その判断により、資格を付与する日を早めることのできるようにすることが適当であると考えられるか。
- 以上を踏まえ、追加申請により資格が付与される日については、資格の有効期間を2年とすることを考慮し、「定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後の4月1日(地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)」とし、資格が付与される期間は、物品・役務等と同様に、「資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで」とするか。

⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付期間(検討)

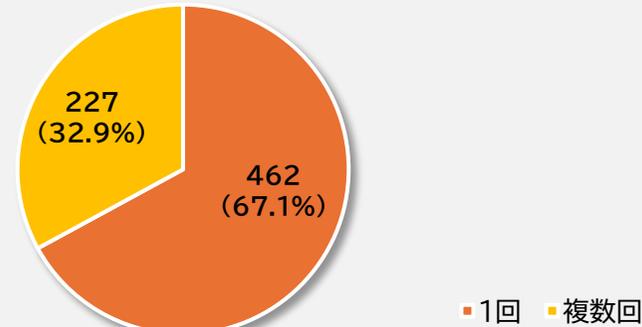
(定期申請で付与した資格の有効期間内に追加申請の受付を行っている回数)

都道府県



※ 追加申請を行っている団体(都道府県27団体)に占める割合

市区町村



※ 追加申請を行っている団体(市区町村689団体)に占める割合

「建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査」(令和7年5月総務省調査)

共通化の検討

(追加申請の受付回数・受付期間)

- 追加申請の受付回数については、都道府県においては、定期申請の有効期間内に**複数回申請の受付を行っている団体(17団体(63.0%))**が多くなっている。一方、市区町村においては、定期申請の有効期間内に**1回のみ申請の受付を行っている団体(462団体(67.1%))**が多くなっている。
- 共通の受付回数については、物品・役務等の検討と同様、受付回数を少なく設定している市区町村においても採用可能なものとなるように設定する必要があることから、定期申請の有効期間内に**1回**とするか。
- また、**受付回数を定期申請の有効期間内に1回としている団体(472団体)**のうち、追加申請の受付期間を1か月程度としている団体※が最も多い(**190団体(40.3%)**)ことから、**共通の追加申請の受付期間については、1か月**とするか。
- 以上を踏まえ、資格の有効期間を2年、定期申請の受付期間の開始日を10月1日としていることを考慮し、「**定期申請の1年後の10月1日から10月31日まで(地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また受付回数を増やすことができる)**」とするか。

※ 受付期間を25日から34日間としている都道府県及び市区町村の合計

⑥ 申請に使用する言語 / ⑦ 金額欄の記載方法（物品・役務等の検討結果及び検討）

物品・役務等の検討結果

(1) 申請書等の作成に用いる言語

- 国の全省庁統一資格においては、「申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること」とされており、地方公共団体において、これと異なる扱いをする必要があるとは認められないことから、国と同様とした。

(2) 金額欄の記載方法

- 国の全省庁統一資格においては、「金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること」とされており、地方公共団体において、これと異なる扱いをする必要があるとは認められないことから、国と同様とした。

共通化の検討

- 国土交通省の競争参加資格(大臣官房会計課所掌機関分)に関する公示においても、上記と同様とされていることから、物品・役務等と同様に共通化することが考えられるか。

競争参加資格に関する公示(令和7・8年度国土交通省大臣官房会計課所掌機関一般競争(指名競争)参加資格審査申請)

(4) 申請書類の作成に用いる言語

- ① 申請書類は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。
- ② 申請書類中の、金額欄については、出納官吏事務規定(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

【参考】出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)(抄)

第十六条 収入官吏は、外国において納入者から外国貨幣を基礎とする収入金を外国貨幣で収納したときは、歳入徴収官に送付する報告書に別に定める外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載し、その傍にその収納した外国貨幣額を附記しなければならない。

【参考】財務省告示第321号(令和5年12月26日)(抄)

出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、令和六年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(令和四年十二月財務省告示第三百三十四号)は、同日から廃止する。

- 一 アメリカ合衆国通貨一ドルにつき本邦通貨 一三九円
- 二～百四十 (略)

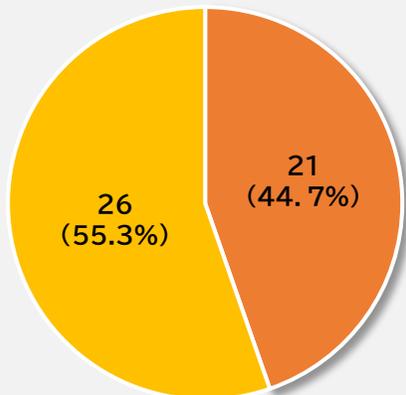
- 1 物品・役務等の共通の申請方法
- 2 共通化する申請方法
- 3 建設工事等の共通の申請方法（たたき台）の検討
- 4 測量・建設コンサルタント等の申請方法(たたき台)の検討

測量・建設コンサルタント等の申請方法(たたき台)について

- 測量・建設コンサルタント等の申請方法(資格の有効期間、定期申請、随時申請、追加申請の受付期間等)を建設工事の申請方法と同様としているか否かについて、地方公共団体の状況は以下のとおりとなっている。

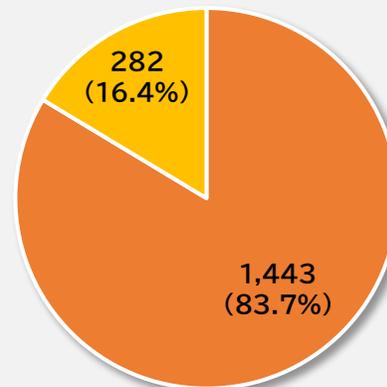
(建設工事と測量・建設コンサルタント等の申請方法の関係)

都道府県



- 建設工事の申請方法と同様としている
- 建設工事の申請方法と同様としていない

市区町村



- 建設工事の申請方法と同様としている
- 建設工事の申請方法と同様としていない

※ 建設工事の入札参加資格審査申請を行っている団体(都道府県47団体、市区町村1,725団体)に占める割合。

「建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査」(令和7年5月総務省調査)

共通化の検討

- 市区町村において、**建設工事と同様の申請方法で行っている団体が多数(1,443団体(83.7%))**となっていることから、測量・建設コンサルタント等の申請方法については、**建設工事と同様の内容で共通化することが考えられるか。**
- 一方、都道府県においては、**建設工事と同様の申請方法で行っていない団体が多数(26団体(55.3%))**となっているが、これらの団体は、**審査事務の平準化のために、定期申請、随時申請及び追加申請の受付期間をずらしているもの**と考えられる。
- この点については、全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの導入や共通の審査体制の整備等を通じて、申請の受付・審査に係る事務処理が効率化されることで対応可能と考えられるか。

建設工事及び測量・建設コンサルタント等の共通の申請方法

①	資格の有効期間	・ 2年
②	申請の受付方式	・ 定期申請 ／地方公共団体の判断により、任意に 随時申請又は追加申請を併用できる
③	定期申請	
	申請の受付期間	・ 定期申請により資格が付与される日直前の 10月1日から11月30日まで
	資格が付与される日	・ 4月1日
④	随時申請 (任意)	
	申請の受付期間	・ 4月16日 (閉庁日である場合は翌営業日)から 次期定期申請の受付期間の開始日直前の8月15日 (閉庁日である場合は前営業日)まで (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる)
	資格が付与される日	・ 毎月15日締め、遅くとも翌々月1日から (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
⑤	追加申請 (任意)	
	申請の受付期間	・ 定期申請の1年後の10月1日から10月31日まで (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる)
	資格が付与される日	・ 定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後の 4月1日 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
⑥	追加申請 (任意)	
	資格が付与される期間	・ 資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
⑥	申請に使用する言語	・ 申請項目・財務諸表は日本語／その他の外国語記載の必要書類は日本語訳を付記又は添付
⑦	金額欄の記載方法	・ 財務省告示の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載

検討

- 検討の結果、たたき台においては**資格の有効期間以外の申請方法については、物品・役務等の申請方法と統一すること**となったが、このことについて懸念事項はあるか。